

# 監 査 結 果 報 告 書

平成30年7～9月度

千早赤阪村監査委員

## 1. 監査対象

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）：地域戦略室  
施設整備課

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）：地域戦略室  
観光・産業振興課  
施設整備課

随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項）：施設整備課

## 2. 監査期間

月 日	監査対象課
平成 30 年 7 月 13 日（金）	地域戦略室
平成 30 年 7 月 20 日（金）	観光・産業振興課
平成 30 年 7 月 27 日（金）	観光・産業振興課
平成 30 年 8 月 10 日（金）	観光・産業振興課
平成 30 年 8 月 24 日（金）	観光・産業振興課
平成 30 年 9 月 14 日（金）	施設整備課
平成 30 年 9 月 20 日（木）	施設整備課

## 3. 監査の対象事務

定期監査 ・地域戦略室における平成 28 年度、平成 29 年度の随意契約に関する事務の執行について  
・施設整備課における平成 28 年度、平成 29 年度の随意契約に関する事務の執行について

行政監査 ・各課における平成 27 年度、平成 28 年度の補助金交付状況について

	平成 27 年度	平成 28 年度
地域戦略室	<ul style="list-style-type: none"><li>一般コミュニティ助成金</li><li>地域活動活性化補助金</li><li>地域公共交通調査事業補助金</li><li>既存建築物耐震診断補助金</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>一般コミュニティ助成金</li><li>定住促進空き家活用補助金</li><li>地域活動活性化補助金</li><li>村制 60 周年記念事業補助金</li></ul>

	平成 27 年度	平成 28 年度
地域戦略室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定住促進空き家活用補助金</li> <li>・ 地域公共交通調査事業補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯等引越し費用補助金</li> </ul>
観光・産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青年就農給付金</li> <li>・ 下赤阪棚田の会補助金</li> <li>・ 金剛山の里棚田夢灯り&amp;収穫祭事業補助金</li> <li>・ 農業協同組合営農指導補助金</li> <li>・ 農業経営基盤強化資金利子助成金</li> <li>・ 環境保全型農業直接支援対策事業補助金</li> <li>・ 森林整備地域活動計画作成補助金</li> <li>・ 村観光協会補助金</li> <li>・ 道の駅管理運営助成金</li> <li>・ 金剛警備隊補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青年就農給付金</li> <li>・ 下赤阪棚田の会補助金</li> <li>・ 金剛山の里棚田夢灯り&amp;収穫祭事業補助金</li> <li>・ 農業協同組合営農指導補助金</li> <li>・ 農業経営基盤強化資金利子助成金</li> <li>・ 環境保全型農業直接支援対策事業補助金</li> <li>・ 森林整備地域活動計画作成補助金</li> <li>・ 村観光協会補助金</li> <li>・ 道の駅管理運営助成金</li> <li>・ 金剛警備隊補助金</li> <li>・ 多面的機能支払交付金</li> <li>・ 金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業交付金</li> </ul>
施設整備課	浄化槽設置整備事業補助金	浄化槽設置整備事業補助金

随時監査 ・ 施設整備課における下水道事業の経営状況について

#### 4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。

#### 5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

## 6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、補助金の交付について実績報告の提出がされていないものや確定通知未作成のものが一部見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

### 〈検討又は改善を要する事項〉

#### 定期監査指摘事項

##### 【地域戦略室】

- 1 随意契約の公表について
  - ・財務規則第 75 条の 3 において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約を行う際は、契約の発注見通しを公表することになっているが、その旨が実施されていない。
- 2 村制 60 周年記念のぼり作成業務の随意契約について
  - ・起案用紙に記載した契約金額を修正液で修正している。二重線で取消し、訂正印を押す等の処理を行うこと。
- 3 広報紙作成業務の随意契約について
  - ・4 月当初から業務を行うのであれば、物理的に契約手続きに無理があるので、前年度で債務負担行為として計上するか、長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）を行ってみてはどうか。
- 4 ホームページ作成管理業務について
  - ・村にインターネットを利用してホームページを閲覧できる住民がどの程度いるのか、実態を調査してみてもどうか。

##### 【施設整備課】

- 1 村道堂辻雀坂線路肩補修工事の随意契約について
  - ・平成 28 年度における村道堂辻雀坂線路肩補修工事において、設計変更の決裁が取られていない。入札の場合と随意契約の場合で事務処理の方法を統一すること。
- 2 村道水分延命寺線排水整備工事の随意契約について
  - ・平成 28 年度における村道水分延命寺線排水整備工事において、契約の前に業者が作成した見積もりの数量と単価を村が確認した書類が残されていない。
- 3 台風災害復旧関係について
  - ・平成 29 年度の台風災害復旧関係の書類が整理されていない。目録を作成する等、

適切な文書管理に努めること。

## 行政監査指摘事項

### 【地域戦略室】

- 1 既存建築物耐震診断補助金の交付について
  - ・平成 27 年度に提出された補助金交付申請書について、申請日の記載が抜けているものが見られた。
- 2 地域公共交通調査事業補助金の交付について
  - ・補助金交付要綱第 6 条第 1 項に、補助金交付の条件について 4 つの条件が定められているが、交付決定通知の様式に書かれている交付条件は 10 個となっている。第 6 条第 2 項により、交付条件を付することは可能であるが、その場合は決裁文書にその旨を記載すること。
  - ・決算書に、監査を実施した者の記載が無く、内訳や領収書の添付がされていない。
  - ・補助金の交付について、概算払いを実施しているが、概算払い制度を利用した請求になっていない。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。

### 【観光・産業振興課】

- 1 青年就農給付金の交付について
  - ・要綱第 12 条に支給確定の取消しの規定があるが様式が制定されていない。また、要綱内に文言の誤り等があるため整備すること。
  - ・要綱第 10 条に基づき現地状況を確認したのであれば、確認した書類を作成すること。
- 2 下赤阪棚田の会補助金の交付について
  - ・棚田地域保全地区（コミュニティ）協定書について、地区組織の構成員名簿に死亡者や転出者の氏名があった。訂正・修正をすること。
  - ・財産管理台帳が作成されておらず、草刈機や農作業機材等資産の耐用年数を把握していない。適切な管理を行うために財産管理台帳を整備すること。
- 3 金剛山の里棚田夢灯り&収穫事業補助金の交付について
  - ・事業を平成 28 年 11 月 12 日実施し完了しているが、要綱に規定された提出期限内に実績報告の提出がなく年度末に近い日に提出されている。要綱に基づいた期限内に提出させること。
- 4 農業協同組合営農指導補助金の交付について
  - ・実績報告に対して補助金確定等の審査結果が補助事業者へ通知されていない。
  - ・着手届を提出させているが、規則・要綱に規定が無い。一方、規則に規定されている領収書等の添付が無い。

- 5 農業経営基盤強化資金利子助成金の交付について
  - ・要綱について、村が申請者に助成するための規定であるのに、村が府から助成を受ける手続きを規定してあったり、様式についても府の様式のまま規定している。要綱の見直しを行うこと。
- 6 環境保全型農業直接支援対策事業補助金の交付について
  - ・要綱について、補助金の交付の時期を規定する条文が確定通知後又は補助金交付決定時となっている。補助金交付決定時に交付するのは概算払いとなるので、概算払いの規定を設けるべき。
  - ・様式においても申請者が記入すべきではない項目があったり、請求書の様式では規定のない概算払いに使用する請求様式になっており条文と合っていない。
- 7 森林整備地域活動計画作成補助金の交付について
  - ・被害が起こらないよう健全な山づくり・森づくりのため、森林の状態を調査し、それに対して補助金を出しているが、補助事業者からの報告は人件費としか記載されていない。人件費だけでなく資料作成用紙代などの事務費も発生しているのではないか。
- 8 村観光協会補助金の交付について
  - ・観光協会補助金に関する書類が整理されていない。村で保管する書類と観光協会の事務局として保管する書類は分けて整理し、年度、用途別で保管すること。また、観光協会で作成する書類に村の起案用紙が使われている。
  - ・平成 27 年度、平成 28 年度において、観光協会からの実績報告書が提出されていない。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。
  - ・奥河内の観光事業として、そば収穫祭のイベントを実施しているが、イベントの開催を知らない村民が多いように思われる。村として広報紙に掲載する等の周知を行ってみてはどうか。また観光協会にはもう少し広報活動に力を入れるように依頼してみてはどうか。
- 9 道の駅管理運営助成金の交付について
  - ・交付申請書は提出されているが、実績報告書が提出されていない。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。
- 10 金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業交付金の交付について
  - ・補助事業者から交付決定額 54, 200, 000 円の概算払請求書が提出され、交付決定金額の全額が支出されている。概算払いを審査する上で経費の支出時期を確認する必要があるが、その資料がなく、概算払いの必要性及び資金需要の時期の確認ができていない。結果として、補助事業者に概算払いした交付金の約 9 割の金額が約 8 ヶ月間使用されずに残っている。概算払いは支出の例外適用であるので、規則及び要綱に基づき、概算払いの必要性や金額の根拠を確認する等、十分な審査ができるよう検討されたい。

- ・補助事業者から提出されている平成 28 年度の実績報告書に、支出した経費に係る領収書、納品書及び納品された現物を確認した検収者の氏名の記された書類の提出のないものがある。また、工事関係については、補助事業者の完了検査書及び職員が立会った報告書の作成がなされていない等、書類審査において債務の確認審査が不十分である。

#### 【施設整備課】

##### 1 浄化槽設置整備事業補助金の交付について

- ・完了検査の書類は作成されているが、確認者の印鑑が押されていない。
- ・維持管理の補助金を合わせて区長会の場で制度の紹介をしてみてもどうか。

#### 随時監査助言事項

#### 【施設整備課】

- ・平成 18 年以降料金改正をしておらず、もし基準内繰出しに抑えた際にいくらの料金改正を行えば採算が取れるのかという試算がなされていない。合併浄化槽と公共下水道の整備の費用を比較し、費用対効果を考えながら料金を検討してみてもどうか。
- ・今後の収支計画において、基礎になっているデータとの結びつきが見えないため、今後の数値の変更に伴うデータの改正が困難になる。今後の変化を把握できるデータにしたほうが良いのではないか。
- ・ストックマネジメント実施方針に管の更新による不明水への対策を盛り込んでみるかどうか。

上記助言を参考に再度資料を作成された後、監査を行う。